

平成28年9月12日

保護者の皆様へ

草津市教育委員会事務局
スポーツ保健課長
草津市立老上中学校長

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について（お願い）

平素は、学校教育に対し御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、滋賀県では、自転車の関係する交通事故防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成28年2月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定されており、本年10月からは自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。

つきましては、保護者の皆様には、本条例の趣意を御理解いただき、自転車の乗り方指導やヘルメット着用等、お子様への自転車交通安全教育を行う（第10条）とともに、裏面を参考に自転車損害賠償保険等に加入（第14条）していただきますようお願いいたします。

記

1 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（抜粋）

（家庭および地域における自転車交通安全教育等）

第10条 幼児、児童または生徒を保護する責任のある者（次項において「保護者」という。）は、その保護する幼児、児童または生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する幼児、児童または生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第14条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

※第14条は、平成28年10月1日施行

滋賀県PTA連絡協議会推奨の「平成28年園児・児童・生徒24時間総合保障制度」の保険、滋賀県交通安全協会の「滋賀のけんみん自転車保険制度」、自転車販売店取り扱いの保険等があり、保険料・補償内容が種々あるようですので御検討ください。

※裏面は、滋賀県のホームページからダウンロードした情報です。御参照ください。

自転車損害賠償保険等の一覧(自転車損害賠償保険等の主なものを掲載しています)

会社名等	保険の内容等について	お問い合わせ先
滋賀のけんみん自転車 保険(公益財団法人 滋 賀県交通安全協会)	http://shiga-hprtsa.jp (外部サイトへリンク)	0570-031965 (一般社団法人自転車 安全対策協議会)
TS マーク付帯保険(滋 賀県自転車軽自動車商 業協同組合)	TS マークで検索してください	077-522-7166 (滋賀県J 自転車軽自動 車商業協同組合)
MS 滋賀(株)	https://my.ms-ins.com/page/?x=000032024 5&n= (外部サイトへリンク)	077-525-0038 (MS 滋賀株式会社)
損害保険ジャパン日本 興亜(株)	http://www.sjnk.co.jp/kinsurance/medical/c ontents1/ (外部サイトへリンク)	0120-238-381 (カスタマーセンター)
あいおいニッセイ同和損 害保険(株)	http://www.aioinissaydowa.co.jp/personal/pr oduct/tough/injury/plan.html (外部サイトへ リンク)	0120-101-101 (お客様総合窓口)
日新火災海上保険(株)	https://www.nisshinfire.co.jp/tsumitate/joye /bicycle/ (外部サイトへリンク)	077-522-4077 (大津サービス支店)